

第二十七回国会 衆議院 通信委員会議録 第二二二号

昭和三十三年十一月四日(月曜日)

午前十時四十分開議

出席委員

委員長 松井 政吉君

理事小泉 純也君 理事竹内 俊吉君

理事橋本登美三郎君 理事廣瀬 正雄君

理事早稲田柳右三門君 理事松前 重義君

理事森本 靖君

秋田 大助君 川崎末五郎君

上林山榮吉君 齋藤 憲三君

椎熊 三郎君 塚田十一郎君

平野 三郎君 栗山 博君

片島 港君 小松信太郎君

杉山元治郎君 原 茂君

出席國務大臣

郵政大臣 田中 角榮君

出席政府委員

郵政事務次官 最上 英子君

郵政事務官 加藤 桂一君

(貯金局長)

委員外の出席者

専門員 吉田 弘苗君

十一月四日

委員原彪君辞任につき、その補欠として片島港君が議長の指名で委員に選任された。

本日の会議に付した案件

郵便貯金法の一部を改正する法律案

(内閣提出第五号)

○松井委員長 これより会議を開きます。

郵便貯金法の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を行います。質疑の通告がありますので、これを許します。上林山榮吉君。

○上林山委員 郵便貯金法の一部を改正する法律案が政府側から提案されておりますが、われわれも貯金制限額を三十万円以上に引き上げたいという点、並びに定額貯金等に対する利子を引き上げて、民間金融との貯金の競争が公平にできるようにという建前において、原案に対しては積極的賛成であります。これは従来われわれの強く主張しておったことでありますから、時宜を得た提案であると考えるのであります。これに関連いたしまして、なせつかく貯金の制限額を引き上げ、なしは定額貯金の利子を是正して貯蓄の奨励をする政府の意図にもかかわらず、これが全面的にお考えが及ばなかつたのは、多少考えの足りないうらみがあるのじゃないかと思うのでございしますが、今回はこの程度にしておいて、近く時期を見てまた別途にそういう方面のこともお考えになる御方針であるのか。たとえば通常貯金の利子は年三分九厘六毛で据え置かれていたという点、あるいは積立貯金にいたしましても年四分二厘で据え置かれておるといふ点、この点等については私は同時にこれを改正していくことが適当であるというように考えておるのであります。これについてどういふふうにお考えになっておるか。

それからもう一点で済ましたいのであります。現在ほかの金融機関の預貯金の問題は、預金の状況は大體横ばいしないしは頭打ちの状況にあるのであります。あるいは本年度の目標額にま

だ達しないのじゃないかといわれておりますが、幸い郵便預金の方は目標額に近いのじゃないかと考えております。この制度の改正によつてただ便利になるのだというよりなほ、然る見通しではなくて、この改正をしたことによつて今後目標額を達成することはもちろんのこと、あるいは目標額をどの程度か上回るという計算を立てておるかどうか。また数字的な見通しでもあれば、これはなかなかむずかしいことですが、しかし一応の見通しでもあれば承わっておけば非常に参考になると思つております。

○田中國務大臣 お答えをいたします。第一の問題として、金利制度の問題に対しては通常国会で全般的な問題として考えたいという政府の考えでございます。特に郵便貯金以外に普通銀行、相互銀行、信用組合、協同組合の問題等、関連事項がたゞさんございしますので、内閣として、は次の通常国会には、当然三十三年度の予算編成の基本となるべき貯蓄増進の施策を基本的な考えをいたしましてこの臨時国会に郵便貯金法の一部改正法律案だけはいつときでも早い方がよいということ、提出すること、きめたいわけでございます。通常国会で体系的な金利問題を研究、結論を出すまでにはまだ時間もありますし、いろいろな関連もありまして、郵便貯金法においては今提案を申した程度で一応の結論を見出したわけでございます。

第二の問題につきましては、今年度の貯蓄目標額が千五百億でありまして、先般も当委員会でも申し上げた通り、八月、九月は成績は多少下降きみでありましたが、いずれにしても千五百億の所期の目的を達成せしめたいというところで、鋭意貯蓄の増進に努力をいたしておるわけでございます。この法律の改正によりまして、今年度はおおむね百億程度の純増を想定しておりますので、当初の千五百五十億はもろんのこと、この法律改正によつて当然千二百億ないし千二百五十億程度の貯蓄目標を達成せしめたいという意図のもとに、改正案を提出いたしておるわけでございます。

○上林山委員 郵政大臣は言うまでもなく國務大臣でもあるわけでありまして、一言申し上げておきますが、三十二年の予算編成のときに、あるいは予算が提案されたときに、私どもは貯蓄の増進によらなければ経済の混乱といひます。そういふような方面に相当の影響が予想されるから、じみな事業ではあるけれども、貯蓄増進について政府は一旦となつて積極的な施策を講じてもらいたい、こういうことを強く進言したのでございますが、これに対して政府もそういう方面に積極的な施策を講ずる、こういうお話でございましてけれども、御承知の通りわずかに銀行の一年の定期を無税にしたという程度にとどめたわけであつたやうであります。ここにおいて郵政大臣がおそまきながら、あなたは就任が

おそいのでございますからやむを得ないのでございしますが、われわれの意向をいれて、この程度の改正をされたという点に対しては、一応敬意を表してはいるわけでありまして、ただ金利全体の関係を考えて、三十三年度の予算の編成期においては慎重に、しかも根本的にこれを考えられるというから、私もあまり多くを言わねばいいのでございすけれども、これはおさなりにならないうちに、ここで発言された精神でぜひとも御奮闘願いたいという点が一

点。ことに私は民間の定額貯金であるいは五年ものの民間の定額貯金ですか、あるいは定期貯金でございすか、そういう方面については減額貯金というよりな構想で、政府の一部では現在対策を考えておるやに聞かのであります。そういうことになれば、この改正案を出してでも、現行の民間金融については郵政関係の金利は安いわけですね。相当御改正になつたわけでありまして、まだ安いわけでありまして、そういうふうに民間金融において一方に、これはいいことだと私は思つておるのですが、その民間金融の預金収集の一つの方法として、長期の定期貯金の利子を引き上げていくというところは、これは金融政策として確かに一つの見方であると思つてゐるのであります。これに見合ふといふとおかしいけれども、あまりにこぼこの起らないような処置をお考えにならないと、現在の民間金融の利子に比べて、この郵便貯金法の改正では

おそいのでございますからやむを得ないのでございしますが、われわれの意向をいれて、この程度の改正をされたという点に対しては、一応敬意を表してはいるわけでありまして、ただ金利全体の関係を考えて、三十三年度の予算の編成期においては慎重に、しかも根本的にこれを考えられるというから、私もあまり多くを言わねばいいのでございすけれども、これはおさなりにならないうちに、ここで発言された精神でぜひとも御奮闘願いたいという点が一

点。ことに私は民間の定額貯金であるいは五年ものの民間の定額貯金ですか、あるいは定期貯金でございすか、そういう方面については減額貯金というよりな構想で、政府の一部では現在対策を考えておるやに聞かのであります。そういうことになれば、この改正案を出してでも、現行の民間金融については郵政関係の金利は安いわけですね。相当御改正になつたわけでありまして、まだ安いわけでありまして、そういうふうに民間金融において一方に、これはいいことだと私は思つておるのですが、その民間金融の預金収集の一つの方法として、長期の定期貯金の利子を引き上げていくというところは、これは金融政策として確かに一つの見方であると思つてゐるのであります。これに見合ふといふとおかしいけれども、あまりにこぼこの起らないような処置をお考えにならないと、現在の民間金融の利子に比べて、この郵便貯金法の改正では

おそいのでございますからやむを得ないのでございしますが、われわれの意向をいれて、この程度の改正をされたという点に対しては、一応敬意を表してはいるわけでありまして、ただ金利全体の関係を考えて、三十三年度の予算の編成期においては慎重に、しかも根本的にこれを考えられるというから、私もあまり多くを言わねばいいのでございすけれども、これはおさなりにならないうちに、ここで発言された精神でぜひとも御奮闘願いたいという点が一

及ばぬのじゃないか、こういうふうにと考へるのではありませんが、これが接近するようにつつ善処願いたい。これに対する御所感があれば承わつておきませう。

○田中事務大臣 昭和三十三年年度の予算編成の基本となるものは、減税を行ふか、もしくは貯蓄減税に回すかという点にポイントになると思ふのでありますが、いずれにしても三十三年年度の予算編成に對して、貯蓄増強を大いにやらなければならぬという方針を定めておけることは御承知の通りでございます。郵便貯金法の改正も、總体的な金利政策を立てたり、また貯蓄減税の方針を打ち出し、特に具體的な調整をはかるために通常国会に於いてはどうかというところがあつたのでござい

ますが、郵便貯金はただいまの御説明のように、民間の預貯金とも競合しております。民間の預貯金とも消費の抑制、特に貯蓄の増強は急務の急の問題として、一応臨時国会には提出法案の通り出して、なお通常国会で種々の関連相互の問題を調整しました結果、あらためて御審議をわすらわすということが当然あると思うのでござい

ます。

○松井委員長 森本靖君。

○森本委員 この郵便貯金法の改正について関連をして質問をしたいと思ひますが、三十三年度の予算において資金運用部の郵便貯金の金が回つておる分については今何ほありますか。

○田中事務大臣 六千九百三十二億円でござい

○森本委員 六千九百三十二億円でありますが、そういうことになりますと、三十三年度の予算の投融資計画に

おけるこの資金運用部の内訳をちよつと御説明願ひたいのです。

○田中事務大臣 政府委員から説明させませう。

○加藤政府委員 三十三年度の財政投融資計画の内訳でござい

○森本委員 その合計の四千九十一億円でなく、二千二百二十八億というものは、資金運用部資金のうちで郵便貯金の分が使われておるということですね。そこでその内訳を、これは予算審議のときに聞きたいこともありま

すが、もう一回御説明願ひたいというわけ

○加藤政府委員 内訳を申し上げます、その投融資の分でござい

○森本委員 そ

○加藤政府委員 三十三年度の財政投融資の内訳を申し上げます。開発銀行に對しまして二百五十億、電源開発が四百四十六億、石油資源開発が二十五億、北海道東北開発が百三十五億、東北開発が二十五億、農林漁業金融公庫二百五十億、愛知用水公庫三十二億、森林開発公庫九億、住宅金融公庫が二百六十五億、住宅公庫三百六十五億、道路公庫百億、以下こまかいものがござい

ますが、大体以上のようになつてお

○森本委員 大体毎年こういう形において投融資されておるわけですが、そこで私はこの際ちよつと大臣に根本的な問題をお尋ねしておきたいと思ひま

す。

○田中事務大臣 郵便貯金の金を国家が基幹産業等に投資をしてい

るの

これは郵便貯金法で、簡易生命保険法においても、それから郵便年金法においてももしかりであります。その三つの法律とも、すべて第一條においては大體同じような文句がうたわれておるわけ

です。そのうち最後の方に、いつもこれは「国民経済生活の安定を圖り、その福祉を増進することを目的とする」というのが、この三つの法律に共通な意味に出ておるわけ

です。そこで郵便年金法についても、それから簡易生命保険法についても、それぞ

れの根本的な意味以外における国民の福祉を増進するといふ意味の設備あるいはその他を、郵便年金、簡易生命保険等については行なつてい

るわけ

○森本委員 ところがこの郵便貯金だけは同

じような条文があるけれども、實際その福祉を増進することを目的とする、といふことは、考へようによれば、今

言うような財政投融資を通じて、あるいは国民の零細な貯金を確実に扱ふといふ、こ

ういふ意味における間接的な国民の福祉といふことについては考へられるけれども、具體的な、直接的な郵便貯金をするといふことによつての

国民の福祉を増進するといふことにつ

○森本委員 他は、簡易生命保険や郵便年金とはだいぶ隔たりがあるわけ

です。そこで郵便貯金の第一條におけるところの「その福祉を増進することを目的とする」といふことは、一体どういふことをさ

しているかといふことをお聞きしたい。

○田中事務大臣 郵便貯金の金を国家が基幹産業等に投資をしてい

るの

る

る

りますが、前段でも申し上げました通り、計画的に基幹産業に国が投資をすることによつて国の経済が豊かにな

り、われわれ国民生活が安定をする、こ

ういふ結果において第一條の目的が達成をせられる、こ

ういふこと

○森本委員 今度審議の問題等ではござい

ますが、特に私がいつも申し上げてお

りますのは、今度審議の問題等ではござい

ますが、今度審議の問題等ではござい

に対しては、その程度のサービスを考
えていつていいのではないかと
とを強く考へておるわけだ。その点
今後の事業運営に当つては十分考へて
いつてもいい、こゝろこゝろことと
す。

○田中事務大臣 郵便貯金の運用の基
本的な問題に対してはまた議論がある
と思ふので、それは別としてしまし
て、いわゆる郵便貯金の一部の運用に
対して何らか考へる余地がないかとい
うことは、過去の長い歴史をもつて研
究せられて参つたのでありまして、郵
政省として、今般法律の一部改
正法律案を提出し、なお郵便貯金額の
増収をはかりたいという意図に立つて
おられますので、その過程において一
部の還元というものをどういう方法で考
えようかということに対しては、具体
的に今調査立案中でありまして、なほこ
の問題をどういふ程度、どういふ方法
でしほるかといふことで、今のところ
申し上げられるのは、郵便貯金額が昭
和九年から昭和十一年当時の状況から
見ますと、まだ目標額に達しておらな
いのであります。昭和九年から十一年
の当時は、郵便貯金と普通の民間銀行
との預金高の状況は、郵便貯金が三十
一億余万円であり、銀行預金の現在高
が百三十一億八千余万円という状況で
ありましたが、昭和三十一年十二月現
在で見てみると、郵便貯金が六千二百
余億円、銀行預金はその七倍に当る四
兆七千六百余億円というところになつて
おります。当時の民間銀行と郵便貯金
との比率から見ますと、民間預金の方
が非常に多くなつておつて、その五割
五分ないし六割にしか達しておらない
といふのでありますので、これが当然

○森本委員

その問題は、事務当局が
その考へ方をさらに積極的に進めて
いつてもいいと思ふわけでありま
すが、その問題はそれでおきてしま
うが、郵便貯金法の第十條に基いたこ
ろの第一号から第六号までのこの郵便
貯金の口座数と金額はどのくらいに
なつておるか、御説明願ひたいと思
ひます。

○加藤政府委員

お答えいたします。
郵便貯金の種類別口座の最近の数字で
ありますが、通常貯金が口座数にいた
しまして一億一千八百九十一千口、積立
貯金が口座数にいたしまして七百六十
一万三千口、定期郵便貯金の口座が七
千六百二十九万二千口でありまして、
これをパーセンテージにいたしまして
、通常貯金口座数は五八％、積立
貯金が二七・八％、定期貯金は
一三・四％といふことになりまして、金
額にいたしまして、通常貯金の現在高
が三千二百五十億円であります。こ
れをパーセンテージにいたしまして四
六％、積立貯金が五二・八億であり

まして、パーセンテージにいたします
と八％、定期郵便貯金が金額にいたし
まして三千四百四十五億でありまして、
これも大体パーセンテージにいたしま
すと四六％といふことになる次第であ
ります。

○森本委員 私が聞いておるのは、第
十條の第一号から第六号までの分につ
いては、制限額をこえてやつてもよいと
いう規定になつておるわけですが、この
制限額をこえてやつてもよろしいとい
うものは、総口座数の中でどのくらい
の口座になつて、どのくらい金額に
なり、パーセンテージはどうなつてお
るかといふことです。

○加藤政府委員 御質問の趣旨を取り
違へて申し訳ありません。第十條にお
きまして預金制限額が現在二十万円に
なつておるわけですが、その二十万円を
こえたものがどのくらいあるかといふ御
質問でございますが、第十條で、組合
とか、地方公共団体とか、その他土地
改良区とか、いろいろな団体、あるいは
民法上の営利を目的とせざる法人等
につきましては、第十條の二十万円の
制限額の範囲外になつておる次第であ
ります。これらの法人の総預金額がど
のくらいあるか、ただいま資料を持ち
合せておりませんので、いづれあとで
提出いたしたいと思ひます。

○森本委員 これはそれ以外に労働組
合とか、地方公務員法に基く組合とか
いうものも全部入るわけですから、一
号から六号までの分については、全部
で口座数が何ぼあつて、金額が何ぼあ
るかといふことははっきりわかるわけ
でしょう。今手元に資料がないが、調
べたらすぐわかるというものでしょう
から、それを一つ調べてもらひたいと

思ひます。そこで第十條を改正するの
が主目的になつておるわけでありま
すが、二十万円といふことで制限をし
ておられますが、今回はこれを三十万円に
するといふことであります。簡易生命
保険においても非常に問題だつたわけ
でありまして、生命保険の方は、この
ところは法を厳格にやつておるようであ
ります。ところがここですでに二十
万円という制限をしたところで、現実
の問題としては、一人が二つの通帳を
持つといふことになつた場合には、こ
れはなかなか監査する方法がなかつた
と思ふ。もしそれを現実に監査する方
法がないとするならば、この条項とい
うものは空文にひといふことになるわ
けです。そこで第十七條においては、
利子をつけないとかいふような罰則主
義があるわけでありまして、一体こ
ういふ面での具体的な監査といふもの
を郵政省としてはどういふふうによつて
おるわけですか。

○加藤政府委員 ただいま御指摘の十
七條によりますと、預金者は種類が違
へば通帳の数が持てるのでございま
すが、同じ貯金では一人が二冊の通帳を
持つといふかぬといふことになつてお
りまして、法律の上では、二冊あ
れば、先に預け入れた通帳を有効とし
て利子をつけ、その他の通帳には利子
をつけない。それから同時に二冊預け入
れた場合は、その現在高の多い方
の通帳に利子をつけて、あとの通帳に
は利子をつけないといふことになつて
おりますが、しかし一万四千もござ
います郵便局で時間を別にして預金者が
預け入れるといふことになりまして、非
常に込むような局におきましては、午

前と午後で本人が来まして、それを見
分けることは不可能なことでありま
して、実際にはそういう一人が二冊以
上の通帳を持つことがあり得るとい
うことは御指摘の通りであります。こ
れに対しては監査いたしますといふこ
とは、原簿所管庁にそれが上つて参り
ますが、しかしなかなか膨大な取扱い
をいたしておりますので、これを實際
に監査することはなかなか不可能であ
ります。しかし定期郵便貯金等につ
きましては、實際現在二十万円となつて
おりますのを、特定局方面におきま
して、百万円の定期郵便貯金にせひ入
り、退職金をもらつた、あるいは山
を売つたから百万円に入りたいと言
つて来られる預金者がございます。そ
ういふ方は、二十万円を、たとえば五
口に分けて百万円にして、五日にして
やるといふようなことをやつておられ
ます。こゝろこゝろにしましては、會計
検査院で實際郵便局に出張して、名寄
せをしてお調べになりますので、そ
うすれば、局の預入の書類を見て調べ
ればわかるわけでございます。そ
ういふ面では非常に検査院からやかましく言
われておりますので、實際銀行等のよ
うに、あるいは名義を他に親戚の名義
あるいは家族の名義に変えてやれば、
これは問題ないわけでありまして、い
なかにございましては、相当な考へ
で、子供でも信用がなかつたといふた
うなことで、おぼろげな感じが自分
の名前で百万円預けたいといふことを
言つて来られた例があるといふので、
そゝろこゝろにしましては、さうい
つた方々の聞き取り書きを作つて、
わづらわづ郵便局に預けたといふこ
ともございまして、そゝろこゝろに
二十万円という制限額が頭に響いてお

すので、今回の制限額を三十万円に上げていただくということは、相当貯蓄奨励上有利じゃないかと考えておる次第でございます。

○森本委員 私はそういう意味のことを聞いておるわけじゃないのです。百万円持ってきたら、優秀な窓口の従業員なら、定額貯金よりも郵便年金でやった方がもっといいじゃないですか。んかというよりな奨励の仕方をすると思う。貯金だけの面から考えたらそういうことを言うけれども、私がここで聞いておるのは、そういう意味でなしに、一人で通帳を二冊持っておるといふこと、あるいはまた一口が二十万円ですから、三口持てば六十万円になるわけです。そういうものについての監査方法が郵政省当局としてあるかどうか。それがなければ、こういうものをおか。条文として置いたって、このものは無効になるわけです。幾ら三十万円に上げることをやっても、表面的に三十万円に上げるといふことであって、たとえ私が国会の郵便局で一つの通帳を持って、選挙区に帰って一つの通帳を持って、もう一つどこかで一つの通帳を持って、三つやればけっこう九十万円ということになるわけです。そういうものを監査する方法がなければ、預入者一人につき一通三十万円、二十万円ということをやってみたところで、空文にひとしいのじゃないか、現実にはそういう問題が全国的に相当あるだろう、そういうことについての監査方法は、どういふふうにやっておるかということを書いてあるわけです。

○田中国務大臣 法律に制限額があるのでありますから、預入を受ける郵便局では、十分限度額をこさないように

という原則でやっておりますから、一般金融機関に比べては、郵便局は非常に厳密であります。ところが中にはお説の通り、われわれが選挙区で郵便貯

金通帳を持っておるのが、選挙区へ広
れてきて、金が残ったから東京の郵便
局へ積もうというので、二冊を作ると
いうことも、これは理論の上では当然
あり得るわけでありまして、制限額を
こす場合もあります。ありますが、これ
は常識論からしまして、二十万円に
くるまでは八十年間の歴史を持って
おりますから、普通の金融機関に比
べると非常に厳密に適用しておると
いうにお考えになっていただきたいと
思います。特に現実的な方法として
は、限度額をこすような場合には、一
月の余裕期間を設けてこれを減額し
てもらったり、また家族の者に譲渡
してもらったり、相当手きびしい処
置をとっておるのでありますが、これ
はほほほほと、郵便貯金が非常に
かゝる面から見まして、郵便貯金が
にるるさいので、銀行へ持つてい
くと、二十万円のを五枚か十枚にも
書いてくれるというので、特に郵便
貯金に入ってくるものをやむを得ず
銀行に持つていかなければならない
というので、大衆から、何とかして
正しろ、こういう非常に強い要求が
長い歴史を通じてあるのであります。
いずれにしても、預入限度額の制限
は、比較的といいますか、相当厳密に
守られているというふうにお考えに
なつていただければけっこうだと思
います。特に限度額をこすものに対
しては、国債、証券等を購入して、

す部門が法律違反にならないように在来は処置しておったのでありますが、現在その道も閉ざされておりますの

で、預金者と相談して、何とかして払
い戻しをしてもらう、また名前を変え
てもらうというふうな繁雜な方法を
とっておるわけがありますが、これは

郵便貯金をふやすというような面から見ますと、非常に逆な現象が起きておりますので、こういうものを整理をするためにも預入限度額を上げたいというのが、法律案の提案の趣旨でございます。

○森本委員　私は内部の機構そのものを知っておるから、あえてこういう質問をしておるわけです。これは大体貯金局の機構のあり方、それから今の郵政局としての管理のやり方ということについて言えば、貯金業務が、事務的な面については、本省の貯金局から貯金支局へ、それから片一方管理する方においては、本省の貯金局から各郵政局の貯金部へ、それから現業局へ、こういう形になっているわけです。そこでこういう法律がせつかくあるから、長い答弁は要りませんけれども、同一人が二つ以上の通帳を持つてこの制限額をこすということについて、それを全国的に監査する方法をとらなければ、こういう条文があつてもなきにひくものを実際にとつておるかどうかとつておるとするならば、どういう方法をとつておるか、こういうことを聞いているわけです。それがとる方法がないということになるならば、何とか考えなければ、この条文があつてもなきにひくということになるから、その点を心配して私は聞いておるわけ

○田中国務大臣 速記をちよつと中止して下さい。

○松井委員長 どうぞ速記をとめて下
あふ。
〔速記中止〕

○松井委員長 速記を始めて。

○森本委員 この問題については日を改めて、後日この法案が上るまでに、きょうはこれだけでやめておきます。

それで、次にこの郵便貯金法の第二十九条の問題であります。私はこの問題についてもこの前から当委員会において質問を行なっておるわけでありましたが、どうもはつきりしない点があるわけであります。第二十九条について、十年間、預貯金の払い戻し、受け入れがない場合——先ほどの監査方法にも関連があるわけです。というのは、郵便貯金について、貯金支局のやり方を私は聞いておるわけでありましたが、こういう場合、具体的にどういう処置を現在郵政省としてはおとりになつてゐるか、一つその概要を説明願ひたいと思ふわけです。

○加藤政府委員 ただいま御質問になりました二十九条の十年間預払いが一回もなく、しかも利子の記入その他現在高の確認の請求もなく放置されておりますもの、いわゆる睡眠口座と俗称しておりますが、そういうものに対して、十年たつたらどういう措置をするかということとは、法律二十九条で郵政省が催告状を預金者に出示して、それから二カ月たちまして何ら返事がない場合には、その預金者の権利は消滅することになっております。この手続の実際につきまして申し上げますと、

こういふ睡眠口座は、戦時中の隣組貯金であるとか、そういつた大体一件当り百三十円見当の金額でございます。

そういつたものにつきまして、大体十年たちましたので、最近五年間をもちまして催告状を発して、その睡眠口座の原簿を処理しようと考えまして、

着着つておるわけでございます。ただこれは法律の上からも発信主義でございます。まして、實際その預金者に催告状が届いたかどうかということとはなっておりません。しかし戦争中の住所でございますして当てにならないものもございますので、現在は一応催告状を出しまして二カ月たちまして来ないものは権利が消滅ということで、口座は没の方に処理をいたすのでございますが、その後預金者から、自分はいくらという催告状をもらった覚えがないというのでその通帳を持って申し出がございまして、これにつきまして一応没入の処理を取り消すということをしていたしております。そうして實際にその権利を認めましてその没入取り消しの件数及び金額は、昭和三十一年度におきましては一万九千件でございます。金額にいたしましては六百二十六万二千円ばかりになっております。一件当りの金額は三百二十六円でございます。法律上どういいうことになるかと申しますと、没入いたしました権利が消滅いたしますので、毎年度没入になりました金額はいわゆる郵便貯金特別会計の雑収入といたしまして歳入に受け入れるわけでございます。この没入を取り消した場合の払い金はどういふもので出すかと

申しますと、郵政事業特別会計の歳出に諸払い戻し及び補てん金の項目がございますまして、これから支出しておるわ

けであります。この財源は事業費を含めまして郵便貯金特別会計から郵政事業特別会計へ毎年繰り入れられているわけでありまして、それから二十九条では十年たつて初めて報告するというものになつておりますが、それに至らぬ前も、二年おきとか五年おきに私どもの方は予算の許す限り睡眠口座を調査いたしました。御利用がないがどうなさいましたか、御利用下さいというように、途中において御通知申し上げることもやつておる次第でございます。その実績を申し上げますと、昭和三十年度におきまして利用動向を、約七十七万口座に達して送付いたしましたのでございまして、その後これがために利用が継続されましたものが四三〇、〇〇〇に達したものでございまして、私に反しなされたものが二〇〇、〇〇〇に達しております。そういうわけで、法律上は非常にきびしいような法律になつておりますが、実際の面におきましては、私どもはそういうような取扱いをいたしておる次第でございます。

○森本委員 こういうサービスをする面については、法律だけでなしに、緩急度合いよろしきを得てサービスをなさるというところは、それは別に私は異議を申し立てるわけではないのであります。ただ十年間ということになると、これは日々貯金支局なら貯金支局において計算をしていかなければならぬのじやないです。満十年ということになると、たとえばきのうが十一月四日でしたら、十年昔の十一月四日のものがきよまうでありますか。またあしたは十年前の十一月五日の分がありはせぬかということで、毎日全国的に貯金支局でそういうものを抽出して計算を

して手続をとる、こういうことをやつていかなければならぬ法律の建前じやないですか。

○加藤政府委員 毎年三月末日に通常貯金の利率を計算いたしますときに全部の口座を調べまして、毎年十年目になるものを調べまして、報告状を提出するわけでございます。ただ先ほども申し上げたのは、戦争中に非常に人手のなかつた時代に、報告を出すべくしてたまたまものが相当数になつておりますので、これを五カ年計画で今後平常のものに合せて報告を出そうということをやつておるわけでございます。毎年やつておる次第でございます。

○森本委員 これは三月末日に年に一回やるだけですか。

○加藤政府委員 そうでございます。

○森本委員 そうすると、これは二十九条にその三月末日というふうなことを書かなければならぬことはないのですか。

○田中事務大臣 これは法律をお読みになるとわかる通り、いつ報告を提出しなければならぬという規定はありません。いざにしろ、十年間過ぎたものに對しては可及的すみやかに報告を提出し、報告の日から二カ月間に返事のなないものは消滅する、こういう法律の建前になつておりますので、三月三十一日で報告をして一向差しかえない、こういう考えであります。

○森本委員 しかしこれはたとえは種類郵便類を各統括局から貯金支局へというときは、厳密にこれは毎日やつておるわけですね。ああいう書式でいくならば、この第二十九条の報告といふものは、今言つた三月三十一日で一

まとめにしてやるべきものじやないと思ふのです。こういうものは日々全国的に、本日は件数が何ほある、本日は何ほあるということによつて、毎日やべき筋合いの法律的效果じやないかと思ふのですが、この点は事務当局、どうですか。

○加藤政府委員 確かに十年目というものは、はつきりつかうと思ふ、預払いがあつたたに口座の原簿を係員が見るのでございますから、それはわかるわけでございますが、しかしこの法律の解釈をいたしまして、私どもの方では、十年たつたらその日にすぐ報告状を提出しなければいかぬというふうにはとつていないわけでございます。これは十年たつたら報告状を出すのは、その三月末日に全部の原簿につきてまてつたときでいいというふうな解釈をいたしております。預金者の損になるというわけでもございせんし、権利に關する問題ではありま

せんので、そういうふうに考えてやつております。

○松前委員 関連して簡単に一つ御答弁願ひたいと思ひますが、郵便貯金の利息を引き上げて郵便貯金を吸収しようというお話でございました。これは前から問題になつておりますが、郵便貯金を吸ひ上げるというために、利息を上げるという話は一番手つとり早い、ある意味においては云のない話なんですね。これは預金部資金にこれを繰り入れる前に、郵便局が窓口あるいはまた郵政省としてある程度郵便貯金の運用ができる、これは簡易保険のような格好に持つていく、こういうことはお考えになつたかどうか、御交渉になつたかどうか、伺ひたい。

それからもう一つは、もしもそれが自分自身である程度——全部ではありませんが、ある程度運用ができるような交渉——そういうふうにするのが一つの方法でなければ、それができない場合においては、たとえば地方債その他の受付等の窓口で郵便局がなる。このことがまた郵便貯金を吸ひ上げる——吸ひ上げるという語弊があるが、貯金額を増額するという意味においては相当効果があると思ふのです。そういうことも一体交渉になつたかどうか。この二点を伺ひたいと思ひます。

○田中事務大臣 郵便貯金資金運用権の問題につきましては、これは長い歴史があるのでございまして、大蔵省と通信省時代から相当問題があることは御承知の通りであります。私も大臣就任當時から、集めさせるだけ集めさせておいて、金を使うことは全部別に大蔵省が使うのじやないことでは、集める意欲も減殺されるし、何とか運用の問題を考へられないか、特に集めた人が運用することが、一番金の事情を知らせておきますから一番合理的だといふふうには考へるのでありますが、国家資金源の複數化ということに對しては、なかなか異論が多いのであります。現在の段階においては、いざにしろも資金運用部資金としての運用権は現行のままでおいてほしいという大蔵省の強い要求があるのであります。

第二の問題として、運用権そのものは別にしまして、何らかの還元の問題、一部運用といふことが、簡易保険や郵便年金積立金の問題のように、何らかの運用の方法がないかというので、先ほども答へ申し上げましたが、

近く何らか結論を出したいというので、事務当局をして今想を練らしていただくわけでございます。それは前年度に比べての純増分にするか、目標額をこした場合はその何割かをどういうものに使ふというふうにするか、そういう問題については十分検討いたしたいという考えでございます。

もう一つ、資金運用部資金が地方債等に回つた場合は、その窓口を郵便局にしてはどうかという問題も、これは長いこと研究されておる問題であります。現在のところ政府内部の意見を統一するといふ段階までにはなつておりません。おりませんが、法律の建前上は自治庁長官を窓口にしておりますが、大蔵、郵政両大臣の協議のもとに決定をする、こういう状況になつておるのでございまして、この郵便貯金の運用の問題に對してはもう少ししばらく時間をかけて何らかの結論を得たい。特に郵便貯金を増大させようという建前から考へましても、何らかの道をこつて開かなければいかぬのじやないかという考へを持つておるわけでございます。

○松前委員 簡単にもう一つ、それは一つ大いに御努力をお願いしたいと思います。大体利息を上げるということは一番云のない話ですから、少くとも窓口だけでも、窓口というか、郵政省自体に、運用に關するものと現在より強い政治的な発言のみならず、事務的な実力を持たせるといふことが必要じやないかと思ふのです。それから資金運用部資金の運用に關しまして、政府は郵便貯金の利息を引き上げるならば、資金運用部資金の運用の際も利息を引き上げられるのですか、どうですか。

近頃何らか結論を出したいというので、事務当局をして今想を練らしていただくわけでございます。それは前年度に比べての純増分にするか、目標額をこした場合はその何割かをどういうものに使ふというふうにするか、そういう問題については十分検討いたしたいという考えでございます。

もう一つ、資金運用部資金が地方債等に回つた場合は、その窓口を郵便局にしてはどうかという問題も、これは長いこと研究されておる問題であります。現在のところ政府内部の意見を統一するといふ段階までにはなつておりません。おりませんが、法律の建前上は自治庁長官を窓口にしておりますが、大蔵、郵政両大臣の協議のもとに決定をする、こういう状況になつておるのでございまして、この郵便貯金の運用の問題に對してはもう少ししばらく時間をかけて何らかの結論を得たい。特に郵便貯金を増大させようという建前から考へましても、何らかの道をこつて開かなければいかぬのじやないかという考へを持つておるわけでございます。

近頃何らか結論を出したいというので、事務当局をして今想を練らしていただくわけでございます。それは前年度に比べての純増分にするか、目標額をこした場合はその何割かをどういうものに使ふというふうにするか、そういう問題については十分検討いたしたいという考えでございます。

もう一つ、資金運用部資金が地方債等に回つた場合は、その窓口を郵便局にしてはどうかという問題も、これは長いこと研究されておる問題であります。現在のところ政府内部の意見を統一するといふ段階までにはなつておりません。おりませんが、法律の建前上は自治庁長官を窓口にしておりますが、大蔵、郵政両大臣の協議のもとに決定をする、こういう状況になつておるのでございまして、この郵便貯金の運用の問題に對してはもう少ししばらく時間をかけて何らかの結論を得たい。特に郵便貯金を増大させようという建前から考へましても、何らかの道をこつて開かなければいかぬのじやないかという考へを持つておるわけでございます。

近頃何らか結論を出したいというので、事務当局をして今想を練らしていただくわけでございます。それは前年度に比べての純増分にするか、目標額をこした場合はその何割かをどういうものに使ふというふうにするか、そういう問題については十分検討いたしたいという考えでございます。

もう一つ、資金運用部資金が地方債等に回つた場合は、その窓口を郵便局にしてはどうかという問題も、これは長いこと研究されておる問題であります。現在のところ政府内部の意見を統一するといふ段階までにはなつておりません。おりませんが、法律の建前上は自治庁長官を窓口にしておりますが、大蔵、郵政両大臣の協議のもとに決定をする、こういう状況になつておるのでございまして、この郵便貯金の運用の問題に對してはもう少ししばらく時間をかけて何らかの結論を得たい。特に郵便貯金を増大させようという建前から考へましても、何らかの道をこつて開かなければいかぬのじやないかという考へを持つておるわけでございます。

近頃何らか結論を出したいというので、事務当局をして今想を練らしていただくわけでございます。それは前年度に比べての純増分にするか、目標額をこした場合はその何割かをどういうものに使ふというふうにするか、そういう問題については十分検討いたしたいという考えでございます。

もう一つ、資金運用部資金が地方債等に回つた場合は、その窓口を郵便局にしてはどうかという問題も、これは長いこと研究されておる問題であります。現在のところ政府内部の意見を統一するといふ段階までにはなつておりません。おりませんが、法律の建前上は自治庁長官を窓口にしておりますが、大蔵、郵政両大臣の協議のもとに決定をする、こういう状況になつておるのでございまして、この郵便貯金の運用の問題に對してはもう少ししばらく時間をかけて何らかの結論を得たい。特に郵便貯金を増大させようという建前から考へましても、何らかの道をこつて開かなければいかぬのじやないかという考へを持つておるわけでございます。

○田中国務大臣 引き上げません。

○松前委員 これはどうですか。見通しとしてはこれを実行した場合に、いろいろな意味において郵政省全体の財政に關係することはありませんか。

○田中国務大臣 御承知の通り私も就任後百日になるところであります。

この問題についても取り組んでおるわけでございます。これだけの郵便貯金及び簡易生命保険及び郵便年金という大きな金を集めておいて、それで三十億や四十億の一般会計からの繰り入れをやっても足りることによって、金を幾らかやっていると云われるようでは、長い歴史と非常に大きな組織を持つて八十年の長きにわたって大きく困に貢献してきておる郵政当局としては、多少意見のあるところでありまして、通常国会にはこういう問題を含めて一つ抜本的に何らかの方途を見出したいという考えでございます。特にこの資金運用部資金に入れられて一定の率でもって強制的に借り上げられるところの貯金の運用は、幾らかでもまた一時でも、ある考えからいへばそれがある期間だけでも使えらうということになれば、郵政事業というものの資金は根本的に変わるのでありますので、事務当局というよりも郵政全体の強い希望がありますので、私も一つ何らかの打開策を見出したい。

しかし資金運用部資金の方を幾つかに分けるといふようなことよりも、先ほども御説にありました通り、金利を幾らか上げてもらうとか、集めた金の一定のワケは運用できるようにするとかという問題をあわせて考えたい、こういう気持ちでございます。

○松前委員 これは総合的な問題でありまして、簡単に論議はできませんけれども、大体今の私の頭の中に浮んだこの法律に対する問題としては、非常に重要な問題だと思ふのです。ですからあなたのように馬力の強い大臣のとき、うんとこの問題を片づけていただく、後世に一つ残していただく。利息の問題につきましては、私もまたこの方面の専門家でないから、もう少し勉強してから結論を得たいと思つております。いずれにしても大蔵省との折衝に対しては、相当粘り強い戦いによつて解決していただきたい、こう思つております。

○田中国務大臣 わかりました。

○森本委員 先ほどの第二十九条の問題についても、まだ政府当局の答弁はちよつとおかしい点があるわけですが、この法律を勝手に都合のいいような解釈の仕方をしていふとするから、僕はあえて執拗な質問をするのであつて、なお詳細な質問をして明らかにしなければならぬと思ふのです。

が、それ以外に私の質問したい点もまだ五、六点あるわけでありまして、本日時間もありませんし、なお同僚の議員が他に質問があるようでもありますので、私のこれ以上の質問は次の機会に譲つて、本日の私の質問はこれで打ち切ります。

○松井委員長 片島港君。

○片島委員 一、二点お伺いしたいと思ひますが、政府の今年度の予算編成時における非常な景気のいい一千億減税、一千億減税、こういふたような政策が経済政策における見通しの誤まりというか、失敗によつて、転換をやらなければならぬようになったわけでありまして、輸入を非常に制限をするところまで、金融を引き締める、あるいは設備の拡張を中止する、こういふたような経済政策の転換によつて、金融情勢に当然大きな影響を来したのであります。東京中央郵便局における貯金課の例をとりますと、昨年あるいは今年春ころまで非常に急カーブで増加しました貯金が、最近非常に悪化したのであります。この政府の経済政策の転換によつて、郵便貯金における預金をしておるものの引き出し及びそれに応じた影響をいいますか、従来のカーブにどういふふうな状態に影響を与えたかというところをお伺いしたい。

○委員長退席、森本委員長代理着席

か、金融を引き締める、あるいは設備の拡張を中止する、こういふたような経済政策の転換によつて、金融情勢に当然大きな影響を来したのであります。東京中央郵便局における貯金課の例をとりますと、昨年あるいは今年春ころまで非常に急カーブで増加しました貯金が、最近非常に悪化したのであります。この政府の経済政策の転換によつて、郵便貯金における預金をしておるものの引き出し及びそれに応じた影響をいいますか、従来のカーブにどういふふうな状態に影響を与えたかというところをお伺いしたい。

○加藤政府委員 郵便貯金について先般来のいわゆる金融引き締めの影響がどういふふうな現われたかということ、通常、積立、定額全部含めて、総体として御説明したいと思ひます。本年の四月は三十億の純増でございます。前年の四月は十八億でございます。五月に至りましては本年が三十億の増、前年が四十五億ですから、十五億も少なくなつて参つたのでございます。六月に入りましては百七十五億でございます。前年が百五十億でございますから二十五億くらい成績がよかつた。それから七月も二百十四億と百九十四億ですから、本年の方が相当成績がよかつたのでございますが、八月に入りまして、本年が五十三億の増、前年が七十億ですから二十億の減少となつて参つたのであります。九月に入りましては百一十億と七億の減、赤が出たのであります。前年は五十七億の増でございます。十月一日から二十九日までの合計で参りますと、

本年が八十億の増、前年が百十二億でございます。そういうわけで八月からいから上昇のカーブが非常に落ちて参つたのであります。これは金融引き締めの影響ばかりではなく、去る七月一日に民間金融機関の定期預金の利率が引き上げになりました。そういうたような事情も反映いたしまして、それに相当する定額貯金等について、九月、十月でマイナス二十億以上の減と響いて参つたと考えられるのでござい

ます。その他消費性向の増大とか、いろいろそういう面も含まれると思ひますが、七月一日からの民間の利子引き上げ等の影響もございまして、そういう上昇のカーブが非常に減つて参つた。現在におきまして千五百五十億の目標に対して五百七十四億で、五〇%という成績でございます。

○片島委員 郵便貯金の利用者というものは、大きな企業をやつておる者、あるいは大きな資本を持つておる者は利用しないで、勤労者階級が多い、中小企業でありまして、今後の取引というふうな関係で、むしろ郵便貯金以外の金融機関を利用するのが多いので、利用者としては勤労者が一番多いだろうと思ひます。それが今年度の政府の減税の恩典も比較的受けていないし、また神武景気の恩典もあまり受けていない階級に、郵便貯金を通じてしわ寄せがきておると思ふのであります。今年度における郵便貯金の当初の目標に対して、この改正をやらなかつたならば、どういふふうな見通しを今日のところ持つておられるか、この点をお伺いしたい。

それと、この改正について、提案理由の冒頭の、今日の経済事情のもとに

おきましてはといふのは、経済政策の転換をやつた今日における国際収支の改善、消費節約並びに物価の安定、こういうようなことを言つておられるのであるが、この引き上げの改正をやることによつて、またどの程度の増加を見るのであるか。もし改正をしないようであるならば、今日の事情からいふと、私は目標額にはるかに及ばないと思ふ一昨年あるいは昨年度は相当目標を突破したのであります。これはしなかなかにそういう情勢にいかないだろう。そうしますとどの程度目標を下回るか、あるいは改正をすることによつてそれをどの程度挽回する見通しがあるのか、その点をお伺いいたします。

○田中国務大臣 郵便貯金の預金者の職業別を見ますと、御承知の通り通常貯金、積立貯金、定額貯金ともほとんど同じ率であります。貸金貸付者が四九%、個人経営の事業主が四七%で、ほとんどその大半を占めております。それで七月、八月、九月は民間預金の金利引き上げ等によつて幾らか減つておるようでありまして、これはほとんど個人経営をやつておつた方々が、事業資金として銀行に口座を開こうかというふうな傾向もあつたようでありまして、十月に入つてからは産米の増収等によつて大体金利の引き上げを行なつても、当初の目標千五百五十億には達するのではないかと見通しを立てておつたわけでありまして、この金利の引き上げは三十三年度の予算編成の方針にもなるように、どうしても消費購買力を少し押えたいという問題、特に米等が非常に増収されてもおりますし、そうじゃなくても消費面が増大をしつとある傾向にありま

すのと、特に預金吸収によって新しい角度から投融資計画等をもつとふやさないければならぬのじゃないかという立場から、増収をはかるためにこの改正案の提案になったわけでありました。この金利の引き上げ等を行なった結果、先ほども申し上げましたように、大体予想目標額をこすこと百億、合計千二百五十億程度の預金吸収ができるものという想定をしておるわけでございます。

○片島委員 この民間金融機関の金利の引き上げが直接影響したということ、私は比較的少ないのではないかと思ふのです。というのは、一般民間金融機関を利用する者と郵便貯金を利用する者とは、おのずから階層が違つておるのです。それと、農村は御承知のように今年も三年続きの豊作でありまして、決して水準から見ても悪い状態になつておらない。やはり大きな影響を受けたのは一般企業であります。それはそれが、いわゆる零細な個人企業というものが、金利の若干の違いによつて金融機関を特別に変えるというよりなことではなくして、これはやはり政府の経済政策の転換というものの、すなわち転換以前の危機あるいは混乱状態というもののしわ寄せが非常にこういう階級にきた結果、郵便貯金というものが非常に困難な情勢になつておる。そういうような情勢のもとにおいて、やはり千五百五十億というものを達成するだけの自信があつたのかどうか。また今千二百億程度というお話でありましたが、そうしたならば、二十万を三十万に上げ、金利をこのように引き上げることによつて、わずかに五十億くらいしか貯蓄目標が増加できないというな

らば、これだけのきわめて大きな引き上げをやりますのに、あまりにもかいしようのない話だと思ひます。

○田中務大臣 五十億ではなく、大體百億であります。先ほど申し上げましたように、七月、八月は定額貯金が減つておりますが、定額貯金や通常貯金、積立貯金を見ましても、通常貯金においては全然使用人を持つておらない人がほとんどで、通常貯金で八四・八％、積立貯金で六八・八％、定額貯金で八一％ということ、ほとんど賃金俸給生活者その他の個人が預金の対象になつておるのでありますから、銀行金利を引き上げたということによつては、あまり衝撃がなかつたのではないかという御説には、私も賛成であります。いずれにしても、これが當つてゐるかどうかわかりませんが、全国の募集状況やそれから簡易生命保険の募集状況、通常貯金の預け入れ状況の窓口の気持から見ますと、農村におきましては、多少米もよけいとれるという見通しが七月ないし八月にはついたから、多少消費がふえたのではないかという報告もあるのでありますので、この法律の改正ができなくても、大體当初の目標、千五百五十億はようやくながらも達せられるという見込みで省としてはやつておつたわけでありまして、この法律改正によりましては、最小限百億程度はどうしても増収を見込み、千二百五十億ぐらゐが達成できる、こういうことを申し上げておるわけでありまして。

〔森本委員長代理退席、委員長着席〕

○片島委員 それでは法案の内容につきましては、またあらためてお伺いす

ることにして、今日は時間がありませんからこれで終ります。

○松井委員長 他に御質疑がなければ、本案に対する本日の質疑はこの程度にとどめます。

次会は明後六日午前十時より開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午前十一時五十七分散会

昭和三十一年十一月七日印刷

昭和三十一年十一月八日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局